

意見公募要領

1 意見募集対象

農地法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案

2 資料入手方法

意見募集対象となる審査基準及び標準処理期間の一部改正案については、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) の「意見募集 (パブリックコメント)」欄に記載するほか、下記の所属で閲覧することができます。

所属名	住所
農林水産部水田農業振興課農地係	福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁北棟5階
福岡農林事務所農山村振興課農地係	福岡市中央区赤坂一丁目8番8号 福岡西総合庁舎6階
朝倉農林事務所農山村振興課農地係	朝倉市甘木2014番地1 朝倉総合庁舎2階
八幡農林事務所農山村・農業振興課地域振興・農地係	北九州市八幡西区則松三丁目7番1号 八幡総合庁舎4階
飯塚農林事務所農山村振興課農地係	飯塚市新立岩8番1号 飯塚総合庁舎4階
筑後農林事務所農山村振興課農地係	筑後市大字和泉606-1
行橋農林事務所農山村振興課農地係	行橋市中央一丁目2番1号 行橋総合庁舎3階

3 意見提出方法

意見書欄に必要事項 (氏名及び住所 (法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 並びに連絡先 (電話番号又は電子メールアドレス)) を明記の上、農林水産部水田農業振興課農地係あてに、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話による御意見はお受けしません。

(1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：suiden@pref.fukuoka.lg.jp

農林水産部水田農業振興課農地係 宛て

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル (ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル (他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせ下さい。)) として提出してください。また、様式に記載された内容を PDF 形式にて添付されても構いません。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MB となっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(2) FAXを利用する場合

FAX番号：092-643-3477

農林水産部水田農業振興課農地係 宛て

※ 担当に電話連絡後、送付してください。

(3) 郵送する場合

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

農林水産部水田農業振興課農地係 宛て

4 意見提出期限

令和7年8月4日 (月) 午後5時 (必着)

5 留意事項

- 提出していただく意見は、日本語に限ります。
- 意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- 郵送又はFAXの場合には、別途、意見の内容を保存した磁気ディスクの提出をお願いします。なお、送付いただいた磁気ディスクについては返却できませんので、あらかじめ御了承ください。
- 提出されました意見は、後日、意見公募の結果を公示する際に、福岡県庁ホームページに掲載するほか、上記2の所属において閲覧することができます。
- 意見を提出された方の氏名、(法人にあってはその名称) その他の情報は公表する場合があります。公表するに当たって、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。
- 氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡、確認といった、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

(7) 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6 問い合わせ先

農林水産部 水田農業振興課 農地係
電話：092-643-3476
メールアドレス：suiden@pref.fukuoka.lg.jp